

平成 18 年 11 月 14 日所長裁定

平成 28 年 7 月 8 日最終改正

1. 趣旨

このマニュアルは、総合地球環境学研究所毒物及び劇物の管理に関する規則（平成 14 年 9 月 24 日制定規則第 92 号）の理念に基づいて、実験廃液及び廃試薬の廃棄手順について必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

このマニュアルにおける用語の意義を次のとおり定める。

- 一 下水排出 実験廃液又は廃試薬を定められた方法に従って処理した上で下水を介して廃棄する行為をいう。
- 二 委託廃棄 処理業者に委託することにより廃棄する行為をいう。
- 三 貯留 委託廃棄する予定の実験廃液又は廃試薬を処理業者に引き渡すまでの間、総合地球環境学研究所内で保管する行為をいう。

3. 貯留廃棄の管理

実験廃液及び廃試薬の貯留及び廃棄に関する管理は、毒劇物管理責任者が統括し、排出者に必要な指示を与える。

4. 処理と責任の範囲

実験廃液及び廃試薬については、その排出者がそれらに対する全ての責を負う。

5. 緊急時対応

実験廃液及び廃試薬の漏出等の事故が発生した場合は、速やかに毒劇物管理責任者に連絡する。

6. 廃棄手段の選定

- (1) 実験廃液又は廃試薬が別に定める基準を満たす場合は下水排出する。
- (2) 実験廃液又は廃試薬が別に定める基準を満たさない場合は、貯留された後、委託廃棄される。
- (3) 実験廃液又は廃棄しようとする試薬に含まれる物質が特定できない場合は、(2)に従う。
- (4) 未使用の試薬を処分する場合は、(1)の規定にかかわらず毒劇物管理責任者の指示

に従って廃棄する。

7. 多量の実験廃液又は廃試薬の廃棄

実験廃液又は廃試薬に含まれる物質の種類にかかわらず、一時に 10 リットル以上の実験廃液又は廃試薬が生じることが予想される場合は、事前に毒劇物管理責任者に通知し、その指示に従って下水排出又は貯留・委託廃棄する。

8. 試薬瓶の廃棄

(1) 試薬瓶の内容物が下水排出可能な物質のみを含有する場合は、当該試薬瓶を洗浄した後、固形廃棄物として処分する。試薬瓶の洗浄液は、下水排出可能な物質かつ規定濃度以下である場合には下水排出する。これに該当しない場合は貯留する。

(2) 試薬瓶の内容物が下水排出可能な物質以外の物質を含有する場合は、当該試薬瓶を洗浄せずに化学薬品保管室に保管する。保管する試薬瓶のラベルは剥がしてはならない。

9. 実験廃液又は廃試薬の下水排出

下水排出可能な廃液、廃試薬であっても、十分水道水等で希釈して排出することとする。

10. 貯留物質の分別

(1) 新たに実験廃液又は廃試薬を貯留しようとする排出者は、事前に毒劇物管理責任者に通知し、貯留方法に関する指示を受けなければならない。

(2) 排出者は、実験廃液の種類ごとに分けて貯留し、毒劇物管理責任者の指示によらずに貯留物質を混合してはならない。

11. 貯留容器（容器の種類、色、ラベルの確認、補充の要否確認）

(1) 実験廃液又は廃試薬の貯留は、指定された貯留容器で行う。

(2) 貯留容器には、排出者、含有物質の種類及び濃度を記入する。

12. 貯留に関わる措置

(1) 実験廃液又は廃試薬の貯留容器は、定められた場所に保管する。ただし、危険物を含む廃液、廃試薬に関しては危険物室に保管する。

(2) 排出者は、貯留に際して危険が生じないように、毒劇物管理責任者の指示に基づいて必要な措置を講じなければならない。

13. 委託廃棄の手続き

(1) 委託廃棄に関する手続きは、毒劇物管理責任者が行う。

(2) 必要に応じて、廃液又は試薬の排出者は、毒劇物管理責任者の指示に基づいて委託廃棄にかかわる作業を補助しなければならない。

14. 委託費用

委託廃棄にかかわる費用は、毒劇物管理責任者の指示に基づいて、実験施設整備運営費を充てるものとする。